

総務常任委員会

幸手市税条例等の一部を改正する条例（議案第49号）

問 固定資産税関係において、生産性向上特別措置法の制定を前提に、市が主体的に作成した計画は、

答 中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置で、今後、市町村が導入促進計画をつくることとなる。幸手市の所管は商工観光課である。

幸手市都市計画税条例の一部を改正する条例（議案第50号）

問 条例の内容と控除対象となる施設は。

答 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律に伴い、措置にかかる部分についての土地、償却資産等の課税標準を3分の2に減額することを都市計画税に適用する改正である。具体的には、立地誘致促進施設協定に基づいて、公共的に使う道路、公園、広場、緑地、

文教厚生常任委員会

幸手市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例（議案第51号）

問 条例が、改正されることによつて、具体的にどのような変更があるか。

答 例規としては、超重症心身障がい児という定義が新たに加わり、また、支給制限の対象となる施設の例記が変わるが、実質的に改正による影響はない。

問 幸手市で現在、障がい者手当を受給している方の人数はどれくらいか。

答 決算前なので、直近の平成29年度の実績を参考にすると、実数で484人の方が受給されている。

幸手市郷土資料館設置及び管理に関する条例（議案第52号）

問 郷土資料館の開館時間・閉館時間・休館日についてはどうなる

のか。

答 開館時間は、午前9時から午後5時までで、6月から9月までの土曜日、日曜日および休日については、午前9時から午後9時30分までとなる。また、毎週月曜日および年末の12月29日から1月3日までが休館日となる。

平成30年度幸手市一般会計補正予算（第2号）（議案第53号）

問 国庫補助金である、住民情報管理費の個人番号カード交付事業費負担金の補正について、専決補正で平成29年度に減額をしながら、平成30年度に減額した額より増えた1039万3千円を計上する意義について。

答 各年度ごとに上限額が提示されているが、実質の支出額が少なかったため、平成29年度は減額した、今年度も、平成30年度の上限額が示されたため、補正予算を計上したものである。

